**横浜港大さん橋国際客船ターミナル撮影申請書**

横浜港大さん 橋国際客船タ ーミ ナル指定管理者宛　TEL 045-211-2308/FAX 045-212-3872 承 認 印

|  |  |
| --- | --- |
| ※当施設は客船ターミナルです。客船などの船が頻繁に着岸し、入港出港予定や接岸場所も変更になることがあります。また、屋上は公共の広場となりますで、一般の方も多く利用され、開催されるイベントもさまざまです。撮影についても、TV、映画、CM、婚礼など多くの撮影が行われます。ご希望の場所、アングルで の撮影ができない場合がありますことをご了承願います。 | **申 請 日**  **年　　月　　日** |

**＜注意事項＞**

※本申請書は確認後に承認印を押印後、承諾書として返送致します。　　　※ 申請書は記入漏れが無いようご記入願います。

※当施設内における電源の貸し出しおよび利用は出来ません。　　　　　　　 記入漏れがある場合、承認できない事がございます。

※フロアごとに撮影料金が必要となりますのでご注意ください。 ※ 撮影日の5日前までに「承認印のある撮影申請書」が

※日付をまたいでの撮影の場合、2日分の料金が必要です。 届かない場合、送受信トラブルの可能性があります。

※占有が伴う撮影は、警備員を配置し、別途料金が必要です。 大さん橋管理事務所へお問合わせください。

※占有が伴う撮影は、事前にロケハンをお願いしています。

|  |
| --- |
| **別紙、利用を許可しない場合（港湾施設の使用等に関する事務取扱要綱第5条）に署名、提出することに**  **同意の上、申請をお願いいたします。** |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **撮影責任者** | 会社名 | | | | | | | |
| 氏名（フリガナ） | | | | | 連絡先TEL | | 印 |
| **住所** | 〒 | | | | | | | |
| **承認書送付先** | FAX | | | | MAIL | | | |
| **ロケハン可能日時** | 年　　　月　　　日 | | | | 時間　　　　　　～ | | | |
| **撮影希望日時** | 年　　　月　　　日 | | | | 時間　　　　　　～ | | | |
| **撮影内容**  **※必要に応じ企画書を添付** |  | | | | | | | |
| **メディアと種別** | □動画　　□静止画 | | | □ TV　□ WEB　□ CM　□ MV　□ 広告　□ 出版　□ 映画　□ その他 | | | | |
| **撮影希望場所** | □屋上　　□ロビー　　□その他（　　　　　　　　　　） | | | | | | | |
| **持込機材など** | ※カメラや照明など数・サイズを出来るだけ詳しくご記入ください。記載以外の物を持ち込まれた場合、占有料をお支払いいただく場合があります。電源車は  ご希望に沿えない場合があります。 | | | | | | | |
|  | | | | | | | |
| **車両および積載車** | 台 | | 車種： | | | | マイクロバスなどの大型車は事前予約が必要です | |
| **来館人数** | 人 | 内訳： | | | | | | |
| **領収書宛先** |  | | | | | | | |
| **その他** |  | | | | | | | |
| **ロケ地実績掲載** | □可　　□不可 | | | | | ロケ地実績としてホームページやSNSなどの掲載可否に関して | | |

※個人情報は、申請された内容に関するお問い合わせ、ご連絡をする必要が発生した場合のみ使用させていただきます。

----------------------------------------------------------------------以下管理事務所記入欄----------------------------------------------------------------------

|  |  |
| --- | --- |
| **キャンセル期限** |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **■利用料金計算書（担当者記入欄）** | | | | |
| 項目 | メディア | 時　間 | 場　所 | 金　額　円（税込） |
| 撮影 | □動画 | 4時間未満 | 屋　上 |  |
| □動画 | 4時間以上 | ロビー |  |
| □静止画 | 4時間未満 | 屋　上 |  |
| □静止画 | 4時間以上 | ロビー |  |
| 警備 | 人 | 時間 | |  |
| 現場管理 | 人 | 時間 | |  |
| 占有料（屋上） | ㎡ | | |  |
| 占有料（ロビー） | ㎡ | | |  |
| その他 |  | | |  |
| 合　計 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登　録 | 返　信 | 担　当 | 入　金 |
|  |  |  |  |

上記のとおり施設利用の承認をいたします。利用の際は事前に防災センターで左記の利用料金をお支払いいただき、所定の手続きを行った後、撮影の開始をお願いいたします。

横浜港大さん橋国際客船ターミナル

（一般社団法人横浜港振興協会）

〒231-0002　横浜市中区海岸通1-1-4

※会議室（控室）をご利用の場合、別途申請書が必要になります。

**◆利用を許可しない場合（港湾施設の使用等に関する事務取扱要綱第５条）**

別　紙

**１　利用を許可しない場合は、次に掲げるとおりとします。**

■　港湾施設の設置の目的に反する場合

（宗教の勧誘・布教又はこれに類する行為を目的とする場合、施設の目的

及び用途を妨げる場合 等）

■　港湾施設の管理上支障がある場合

（施設の汚損・損壊又は滅失等のおそれがある場合、他の利用に支障が及

ぶ場合 等）

■　公益を害するおそれがある場合

（善良な風俗を害するおそれがある場合、横浜市暴力団排除条例第２条

第２号の暴力団の利益となる場合 等）

■　感染症の予防又は感染の拡大を防止する必要がある場合

■　その他市長が必要と認めた場合

（横浜港のイメージを損なう場合、その他上記に準ずる場合 等）

**２　市長（指定管理者）は、利用の許可を受けたものが前項のいずれかに該当することが判明した場合、許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができるものとします。**

以上の内容をお読みいただき、以下にレ点をお願いします。

□　利用を許可しない場合の項目を確認しました。

令和　　年　　月　　日

申請者（氏名又は法人等の名称）